

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

東京税関書庫の借上げに関する契約

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」であつて、営業品目に「貸借」を登録し、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(4) 各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。

(5) 別紙1記載の暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しない者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。

(8) 提出書類を下記4.(1)の期限までに提出しない者は、参加できないものとする。

3. 公募事項等説明の日時及び場所（随時個別説明）

(1) 日 時：令和2年1月16日（木）から令和2年1月31日（金）まで
平日09時00分から12時00分、13時00分から17時00分

※ 事前に下記連絡先へ来庁予定を電話連絡した上でお越しく下さい。

(2) 場 所：東京都江東区青海2-7-11（東京港湾合同庁舎7階）
東京税関総務部会計課国有財産係（担当：鈴木）
電話 03-3599-6239

4. 参加申込書の提出期限及び場所

参加を希望する者は、上記3.による説明を受け、内容を確認し、仕様を満たす場合には、下記提出期限までに上記3.(2)の場所に参加申込書等必要書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和2年2月3日（月）17時00分まで（郵送の場合は、提出期限必着とする。）

(2) 受付時間 平日09時00分から12時00分、13時00分から17時00分

(3) 提出書類 参加申込書、委任状（必要な場合）、指名停止等に関する申出書、誓約書、証明書、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

5. 契約者の決定

上記参加申込書等必要書類を提出した者のうち、仕様書に掲げた条件を満たす者が複数者いると認められる場合は、後日一般競争入札により契約者を決定する。また、1者であった場合は、後日見積書を徴収し、内容を精査のうえ、決定する。

6. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加するものに必要な資格のない者の提出した参加申込書等は無効とする。

7. その他

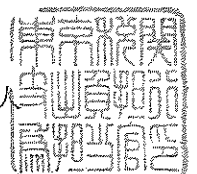
契約内容等の詳細については、上記3.(2)の申込先まで照会すること。

以上、公告する。

令和2年1月16日

支出負担行為担当官
東京税関総務部長

鈴木 恭人



2 (5) 関係 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員及び(1)から(4)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。